

当院では令和7年1月1日より、ベースアップ評価料を届出し算定しています。
患者さんの診療費に下記項目が加算されますので、ご理解とご協力をお願いします。

 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

1. 初診時
2. 再診時
3. 訪問診療時
 - イ 同一建物居住者等以外の場合
 - ロ イ以外の場合

 入院ベースアップ評価料

 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

※本評価料は、医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としています。